

平成27年度文教予算に 関する特別要望

平成26年11月

全国都道府県教育委員長協議会

会長 木村 孟

全国都道府県教育長協議会

会長 比留間 英人

要 望 事 項

1	教育予算の充実	1 頁
2	新たな教職員定数改善計画の策定及び少人数学級の推進	3 頁
3	教員の資質能力向上及び人材確保法の堅持とメリハリある給与 体系の構築	5 頁
4	公立学校施設整備の促進	7 頁
5	学校教育活動の改善充実	8 頁
6	特別支援教育に関する推進体制の充実	10 頁
7	家庭・地域の教育力再生施策の充実	12 頁

1 教育予算の充実

次代を担う子供を健やかに育むことは、日本国民全体の願いである。教育は国家百年の計であり、人材が最大の資産である我が国においては、教育の充実は未来への投資でもある。都道府県教育委員会としては、これまでも域内の市区町村教育委員会とも連携して、公教育の充実に取り組んできた。

近年、いじめ、暴力行為、不登校等の生徒指導上の課題の複雑・多様化や、特別支援教育、外国人児童生徒教育、学力向上、地域や保護者との連携など、教育に対する関心、期待が高まっている。

こうした中、公教育の充実のためには、教育予算の充実が極めて重要である。

については、平成27年度の予算要求に関し、次の事項について、その充実を特に強く要望する。

(1) 教育予算の充実

児童生徒一人一人の良さを見出し、それを一層伸長するとともに、互いがその存在を尊重し合い、よりよい社会づくりに貢献しようとする態度や能力の育成を重視した教育の実現に向け、十分な施策が実施できるよう、諸外国の公財政支出などの教育投資状況を参考にしつつ、総額の拡大を含めた教育予算の充実を図ること。

(2) 義務教育等に必要な財源の完全保障

義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障すること。

地方財政計画における単価と地方交付税単価に乖離が生じていることから、地方交付税において給与費単価を地方財政計画上の単価に引き上げた上で適切な財政措置を講じること。

なお、就学前教育や初等中等教育の在り方、国、都道府県、市区町村の役割を検討するに当たっては、教育の機会均等と教育水準の確保に留意するとともに、国として確実に財源を保障すること。

【趣 旨】

教育は、人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤である。世界全体が知識基盤社会へと移行する中、天然資源に恵まれない我が国にとって、これからの時代を切り拓き、次代を担う力をもった子供たちを育成することこそが特に重要なものとなる。

各都道府県教育委員会ではこのような認識のもと様々な施策を展開しているところであるが、近年、人々の価値観やライフスタイルの変化などにより教育に対するニーズが多様化するとともに、いじめや不登校などの問題が深刻化するなど多くの課題も生じている。

については、各都道府県教育委員会の取組が充実するよう諸外国の公財政支出状況等を参考にしつつ、国において総額の拡大を含めた教育予算の充実を求めるものである。

また、義務教育費国庫負担制度について、憲法上の要請として無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすためにも、地方に負担を転嫁することなく必要な財源が確保されるよう、その制度を維持するとともに地方交付税等についても適切な財政措置を求めるものである。

これらは地方教育行政の根幹をなすものとして要望するものであり、個々の施策については次項以降において求めるものである。

2 新たな教職員定数改善計画の策定及び少人数学級の推進

学校が教育に対する社会的期待に応え、学習指導・生徒指導等に関する様々な課題に対応するためには、行き届いた質の高い授業等を行うための教職員体制の整備が必要である。

しかし、平成25年8月、文部科学省が少人数教育の推進等を内容とした「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」を示したが、平成26年度予算では、少人数教育の推進は見送られ、新たな加配措置が実施されたものの全体としては純減（▲10人）される厳しい措置となったところである。

については、次の事項について実現、充実されたい。

(1) 新たな教職員定数改善計画の策定と着実な実施

学習指導要領の全面実施に伴う授業時数や指導内容の増加等への対応に加え、いじめ問題をはじめとした複雑・多様化する生徒指導への対応強化や特別支援教育、外国人児童生徒への日本語指導の充実、主幹教諭の配置による学校の組織運営体制の強化、少人数学級の拡大や複式学級編制の標準の引き下げ等による学級規模の適正化、栄養教諭等の配置基準の引き下げによる食物アレルギー対応や食育指導の充実などが図られるよう、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること。

(2) 基礎定数化のための法改正による35人以下学級の早期拡大

教職員体制を整備し、子供たちの学習・生活の両面の成長を図る観点から、現行の小学校第一学年の35人学級の堅持はもとより、35人以下学級を基礎定数化のための法改正により早期に拡大すること。その際、児童生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるようにすること。

(3) 指導方法工夫改善等加配教員の継続的な措置

地方公共団体では学校・学級規模の大小にかかわらず、指導方法の工夫改善のための加配を活用した少人数指導や習熟度別指導などの取組が実施されている。しかし、平成23年度に義務標準法が改正され、小学校第1学年の1学級の標準が35人に引き下げられた際、その一部が指導方法の工夫改善のための加配定数から振り替えられたため、学校によっては少人数指導の継続が困難になるなどの課題が生じた。

そこで、こうした取組が、少人数学級の推進や課題解決型授業の推進等の基礎定数化により後退することのないよう、指導方法の工夫改善のための加配や、児童生徒支援をはじめとした各種加配を振り替えることなく、継続して措置すること。

また、当該加配を活用し少人数学級を推進している都道府県においては、少人数学級推進以外の基礎定数化に伴い指導方法の工夫改善のための加配が削減されることとなれば、大きな影響が懸念される。については、国に先行して少人数学級推進を進める都道府県への影響にも考慮した義務標準法の改正を行うこと。

【趣 旨】

いじめをはじめ、暴力行為、不登校等の生徒指導上の課題の複雑・多様化や、特別支援教育、学力向上への対応など様々な教育課題の解決に向けて教育水準を維持・向上させるためには、教職員定数について必要数を適切に措置する必要がある。また、各都道府県が計画的に教職員を採用し、学校が将来的な展望を持って教育活動の充実を図ることができるよう、計画的・安定的な教職員配置を行うことが不可欠である。

そのため、教職員定数改善計画を策定し着実に実施するとともに、指導方法工夫改善等の各種加配についても継続して措置するよう、強く要望するものである。

3 教員の資質能力向上及び人材確保法の堅持と メリハリある給与体系の構築

教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しへの対応及び教職員給与等の改善に当たっては、次の事項について留意されたい。

(1) 初任者研修実施体制の充実

初任者研修の実施に当たって、教員の加配措置等の一層の拡充を図ること。

特に、拠点校指導教員の加配については、平成24年度以降、必要数が措置されていない状況が続いている。配置の割合を義務教育諸学校においても従前の方式（初任者2名につき指導教員（定数）1名）に改善し、それに係る加配については、確実に措置すること。

研修の実施方式の見直しを伴わないまま、加配措置の削減は行わないこと。

(2) 人材確保法の堅持とメリハリのある給与体系の構築

人材確保法の堅持とメリハリのある給与体系の構築については、より優秀な人材を確保することを目的として、教育職員の給与の優遇措置を定めた人材確保法を堅持しつつ、一層の改善を図り、その職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じること。

【趣 旨】

日本の将来を担う児童生徒を育むに当たり、新たな学びを支える教員の養成と学び続ける教員像の確立が求められている。

教員の資質能力の向上については、教員養成の改善・充実や優れた人材を確保するための方策、初任者研修をはじめとする現職研修の充実等が求められる。特に、教員

の大量退職を迎え、新規採用教員数が増える中で初任者研修の実施体制の充実は今、各都道府県教育委員会にとって喫緊の課題となっていることから、そのため必要な加配措置等の拡充を求めるものである。

また、人材確保法を堅持しつつ、その改善を図るとともに能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とすることで、教員の士気を高め、教育活動の活性化を図っていくことが求められていることから、国に対しその実現を図るための支援を求めるものである。

4 公立学校施設整備の促進

教育の機会均等を確保するとともに、少人数学級導入に伴い不足する教室を確保するための新增築事業並びに安全・安心かつ快適で特色ある教育環境を確保するための改築事業、耐震補強事業、大規模改造事業、長寿命化対策事業及びその他各種事業について、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、予算総額の充実を図るとともに実情に即した補助単価に引き上げること。また、負担金等必要な財源を年度当初において確保すること。

【趣 旨】

安全・安心で豊かな教育環境を整備するため、また、教育内容・方法の変化や学校教育の高機能化・多様化・情報化への対応等、地域特性を生かした学校づくりを進めるために、学校施設の整備充実は依然として重要な課題となっている。

これらの課題に適切に対応していくためには、今後とも計画的な整備を進めていく必要があるが、平成26年度当初予算においては全国の都道府県・市区町村教育委員会が計画していた学校施設の各種環境改善事業等の相当数について採択が見送られ、学校施設の環境整備の推進に著しい支障が生じている状況にある。

については、予算総額の充実、実情に即した単価の引き上げを求めるとともに、地方公共団体の計画する事業が円滑に実施できるよう、年度当初から必要な予算を確保することについて要望するものである。

5 学校教育活動の改善充実

初等中等教育は、児童生徒の人間としての調和のとれた人格形成を目的とし、ひいては、生涯学習の基礎を養うものであり、社会の変化に的確に対応したものでなければならない。

学習指導要領は、変化の激しいこれからの社会を生きる子供たちの知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むために必要な資質や能力を育成することを目指しており、この趣旨を生かした教育を今後一層進展させていく必要がある。

特に、学習指導要領のねらいの実現を図るために、教育課程及び指導の充実・改善に取り組むことが大切である。

また、今日の学校教育は、いじめなどの児童生徒の問題行動及び不登校など様々な課題を抱えている。

このような状況にかんがみ、児童生徒一人一人の個性を生かし、豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図るためには、学校教育活動の改善・充実に一層積極的に取り組む必要がある。

よって、国においては、次の事項について実施、充実されたい。

(1) 総合的な学力向上対策の推進

児童生徒の「確かな学力」の育成に向け、学習指導要領の円滑な実施を図るとともに、言語活動や理数教育の充実などの観点から教育内容・指導等に関する先導的研究開発の拡充や理数教育設備の整備充実を図るなど、総合的な学力向上対策を一層推進するための財政措置を講じること。

(2) グローバル人材育成の推進

グローバル化に対応しつつ新たな社会的・経済的価値を創出・主導することができる人材を育成するため、地方公共団体が、それぞれの特徴

を生かし創意工夫して教育活動を展開していくことができるよう、国として財政措置を図ること。

(3) 生徒指導の充実

子供たちや保護者の相談に応じたり、学校の教職員に対して教育相談についての専門的指導助言を行ったりするスクールカウンセラーや、関係機関とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていることからその養成に努めるとともに、学校や教育委員会等へ確実に配置できるよう、財政支援の拡充を図ること。

【趣 旨】

我が国の児童生徒の学力の現状については、国際的に見て上位にはあるものの、国民の間には児童生徒の学力向上、ひいては学校教育の質の向上を求める声が強い。

学習指導要領においても、全ての児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むこととしている。

そのため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、言語活動や理数教育の充実等を図る観点から、総合的な学力向上施策を強力に推進し、公教育の質的向上を図ることが必要である。

また、金融や物流の市場のみならず人口・環境・エネルギー・公衆衛生等の諸課題への対応に至るまで、全地球的規模で捉えることが不可欠な時代状況下にあって、グローバル人材を育てるための教育が一層必要となっている。

さらに、複雑・多様化している生徒指導上の諸課題に対応するためには、教育相談体制を整備することが重要であり、特に、高度な専門知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材配置が求められる。

6 特別支援教育に関する推進体制の充実

特別支援教育の重要性にかんがみ、特別支援学校・特別支援学級及び通級指導教室の整備充実を図るとともに、障害の重度・重複化、多様化に対応するきめ細かな施策を推進する必要がある。

国においては、支援体制の整備や教職員定数措置など、支援等の充実に係る次の事項について実現されたい。

加えて、障害者基本法の改正を受けた教育制度の在り方については、障害のある幼児児童生徒一人一人の多様なニーズを踏まえた指導や合理的配慮の必要性も踏まえ、現行の特別支援教育の理念及び制度そのものを生かし、国が責任をもって検討されたい。

(1) インクルーシブ教育システム構築事業等の充実

インクルーシブ教育システム構築事業等については、学校における特別支援教育の体制整備が充実するよう、さらに、地域における支援体制整備の推進が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

(2) 医療的ケアの必要な児童生徒への対応

重度・重複障害のある幼児児童生徒の就学機会の拡大に伴い、必要性の高まってきている医療的ケアの実態にかんがみ、医療的ケアの必要な幼児児童生徒が在籍する学校に、看護師を定数措置できるよう学校教育法等に位置付け、配置基準の制度の新設を講じること。同時に、特別支援学校において、医師の管理下で一定の医療行為を行う看護師に加え、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の専門職の配置についても、必要な財政措置を講じること。

また、医師の巡回相談の推進、訪問看護制度の利用等に対して必要な経費の地方財政措置を講じること。さらに、医療的ケアに携わる職員の研修についての財政措置を講じること。

さらに、在宅医療に限らず、学校における医療的ケアに対して、保険診療を認めるよう、医療保険制度の改正に向け、厚生労働省との協議を急ぐこと。

(3) 特別支援教育に係る定数措置の充実

小・中学校における障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、特別支援学級の編制基準及び通級による指導対応のための教職員定数を改善すること。

なお、中山間地域・島しょ部等で通級による指導に係る担当教員の配置については、その地域の実情に合わせ教職員定数措置を図ること。

また、LD及びADHD等の通級による指導に対する教職員定数を拡充・継続して措置すること。

【趣 旨】

特別支援教育を必要とする児童生徒が年々増加する中、小・中学校の通常の学級における障害のある児童生徒に対する教育の充実及び特別支援学校、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室の整備充実を図るとともに、地域の実情等にも配慮しつつ、障害の重度・重複化、多様化に対応するきめ細かな施策を推進することは喫緊の課題である。

平成25年9月に学校教育法施行令が一部改正され、就学基準に該当する障害のある児童生徒等の就学について特別支援学校への就学を原則としていた規定が改められるなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けて制度改正が進む中、各都道府県においてはその対応が求められている。

また、日常的に医療的ケアの対象となる幼児児童生徒は年々増加しており、看護師等の配置を拡充するとともに、医療的ケアを行う教職員の負担感が大きいことから研修等の支援体制の充実について国の支援を要望するものである。

7 家庭・地域の教育力再生施策の充実

「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の充実を図り、教育支援活動を通して、社会全体の教育力の向上につながる取組に発展するよう対策を講じること。

また、放課後子供教室については、「放課後子ども総合プラン」として放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との一体型での推進や連携をするよう、文部科学省と厚生労働省が求めているが、各都道府県の地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となる仕組みづくりに努めるとともに、予算の増額を図ること。

【趣 旨】

放課後対策について、文部科学省と厚生労働省は一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備していくことが必要としているが、総合的な放課後対策を展開するためには、人材や活動場所の確保などの課題解消に向けた取組及び「放課後子供教室」「放課後児童クラブ」それぞれのニーズの違いを踏まえた弾力的な運用が可能となる仕組みづくりが必要である。

なお、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のうち、「学校支援地域本部」、「放課後子供教室」、「家庭教育支援」の事業内容については、いずれも社会教育法の中に位置付けられていることにかんがみ、学校・家庭・地域住民等の連携協力が総合的に推進されるよう、これらの事業等の弾力的な運用が可能となる仕組みづくりが必要である。このため、実施主体である市区町村の意向を最大限反映できるよう、国においても必要な経費の地方財政措置を講じ、都道府県の財政状況にかかわらず、継続的に選択実施できる措置が必要である。

平成27年度文教予算に関する特別要望

平成26年11月

全国都道府県教育委員長協議会

全国都道府県教育長協議会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-1

尚友会館

電話 03-3501-0575
